

質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 千葉管内遮音壁補修工事

No.	質問事項	回答
1	令和4年7月1日に土木工事積算基準が改定されました。 本工事は令和3年度版、令和4年度版 どちらの積算基準に準じて算出すればよろしいでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
2	令和4年7月改定の単価ファイルが発表されました。 本工事は令和4年4月、令和4年7月 どちらの設計単価で算出すればよろしいでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
3	特記仕様書 p 18 遮音板取替工A1（夜） 区分内容にはコンクリート製遮音板・金属製遮音板（標準板）・固定金具（低騒音型）の新材による取替のみで遮音板落下防止ワイヤー取替及び支柱の現場孔明け加工の記載がございません。しかし、図面55/104 遮音板落下防止ワイヤー集計表には遮音板取替工A1（夜）の項目にもワイヤー数量及び支柱の現場孔明け箇所箇所数が記載されております。集計表のとおり遮音板取替工A1（夜）においても遮音板落下防止ワイヤーを新材にて取り替え、現場孔明け加工を施すと考えてよろしいでしょうか。	単価項目における材料の詳細については、設計図に示すとおりです。
4	設計図 80/104 ～94/104 交通規制工 図面の数量表に 防護車両（2tトラック）受注者持（機材車と併用可）の記載があります。 この車両は後尾警戒車のことでしょうか。それとも、規制機材の撤去・設置に使用する2tトラックとして考えればよろしいでしょうか。 また、後尾警戒車として計上する場合、運転手助手は必要でしょうか。	防護車両（2tトラック）受注者持（機材車と併用可）は、道路保全要領 路上作業編のお客さまの誤進入による事故を防止することを目的としております。